

## 林地開発許可に関する審査基準等について

令和 7 (2025) 年 11 月 宇都宮市

宇都宮市長が行う森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項に規定する許可についての行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 8 号ロの審査基準を、下記のとおりとします。

また、許可についての標準処理期間を、下記のとおりとします。

### 記

#### 1 審査基準

審査基準は、当該許可の申請日における栃木県が定める「林地開発許可に関する審査基準等について」に準じるものとします。

#### 2 標準処理期間

申請書の処理期間（申請書が経済部農林生産流通課に到達した日から当該申請に対する処分を行うまでの日数）は、90 日を標準とします。

なお、次に掲げる日数は、標準処理期間に含まれません。

- 申請者が申請書類等を補正するために要する日数
- 関係他法令との調整に要する日数
- 宇都宮市の休日を定める条例（平成元年 3 月 7 日条例第 4 号）第 1 条に規定する休日の日数

#### 3 適用期日

この審査基準等は、令和 7 (2025) 年 11 月 1 日から適用する。ただし、同年 10 月 31 日までに申請された許可については、なお従前の例による。